施設における
感染性胃腸炎対策

千葉市保健所感染症対策課

CHIBA CITY

この資料は、令和６年９月２５日に千葉市健康危機管理課が実施した「社会福祉施設等を対象とした感染症予防講習会」において説明した資料を一部改変したものです。

内容

- 目的
- 感染対策の基礎知識
- 感染性胃腸炎とは
- 発生時の対応
  - 汚染時の現場対応
  - 情報の整理・共有
  - 行政への報告
- 日頃の準備
  - 汚物処理セットの作成
  - マニュアル等の整備
  - 健康観察
  - 情報管理
  - 研修等の実施
- 質疑応答
- 最後に

目的

感染性胃腸炎を拡大させないために

- 発症時の適切な対応
- 日頃から出来る準備

感染対策の基礎知識

感染

環境中の様々な微生物のうち、病気の原因となるようなウイルス、細菌、真菌等が宿主となるヒトや動物の体の中に入り、臓器や組織の中で増殖すること。

感染症

感染した結果、発熱や下痢などの
症状が出て具合が悪くなること。

感染対策の基礎知識

感染症が成立する要因

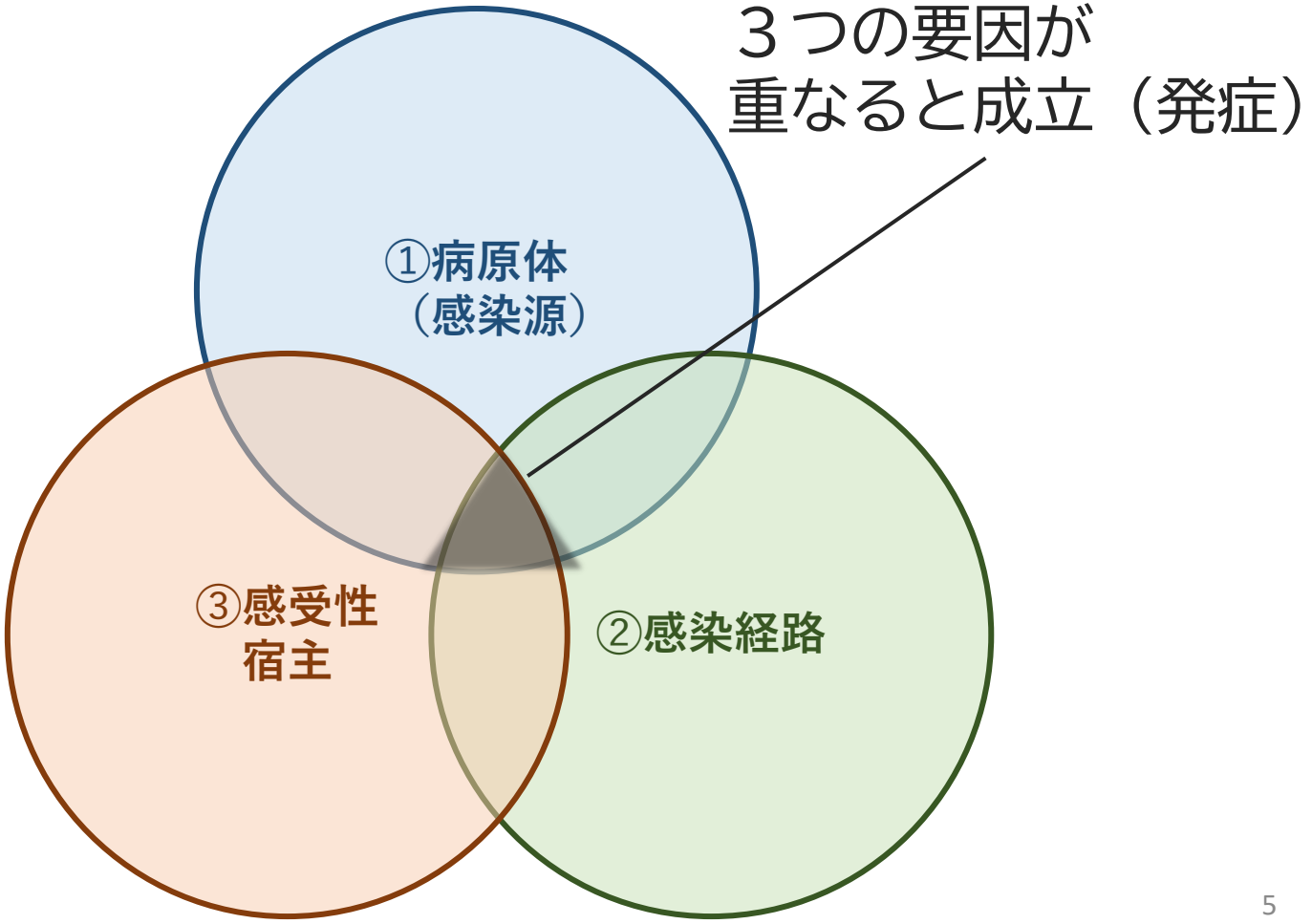

感染対策の基礎知識

感染を防ぐために

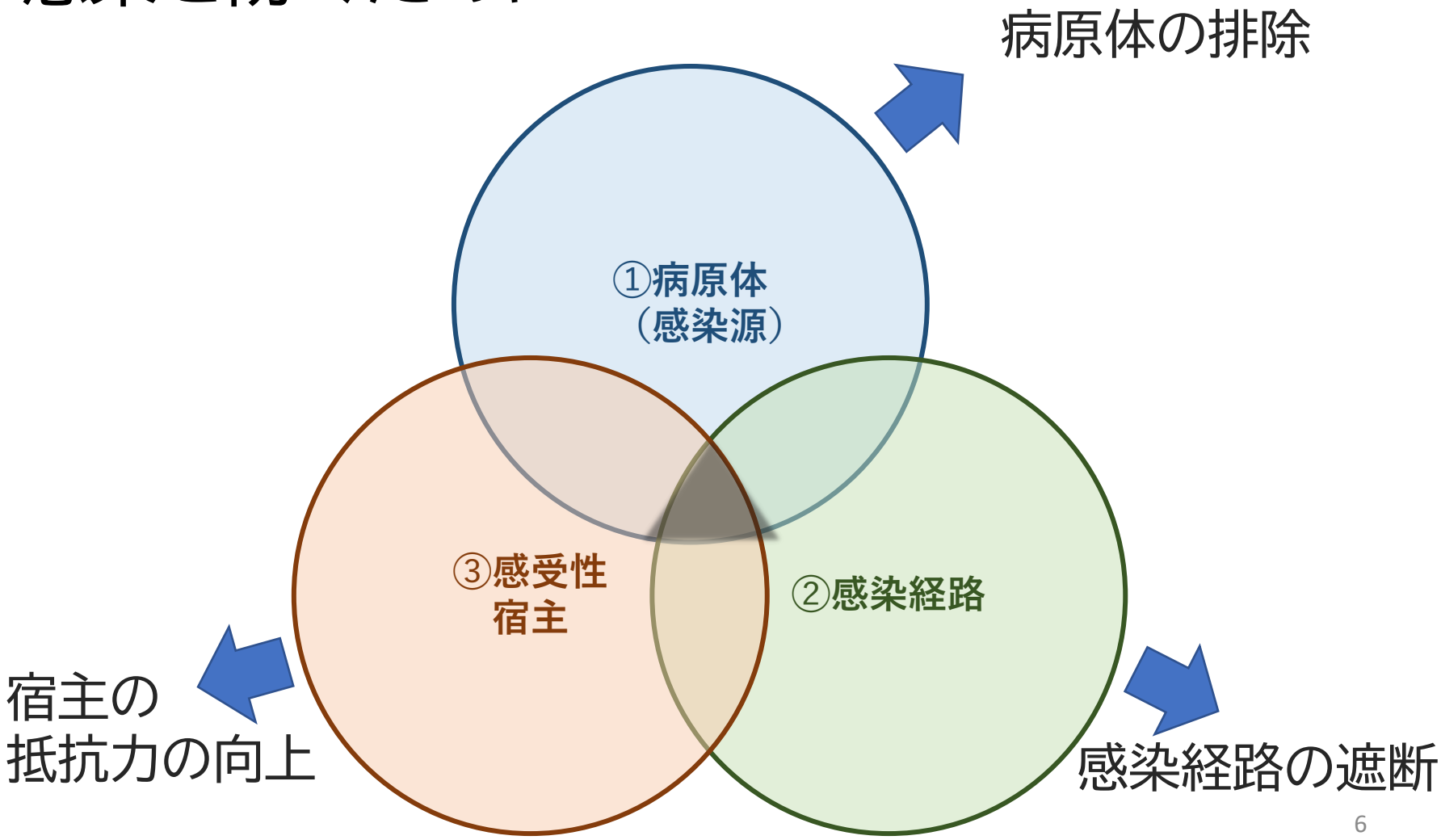

感染性胃腸炎とは

- ウイルス、細菌などに起因する嘔吐、下痢、腹痛等の総称

- 感染経路と対策
  - 食品媒介又は水系感染
    病原体に汚染されている食品等の飲食により発症

  - 接触感染
    発症者の糞便や吐物に触れた後に発症
    集団生活の中で飛沫や手を介して感染し発症

感染性胃腸炎とは

- ウイルス、細菌などに起因する嘔吐、下痢、腹痛等の総称

- 感染経路と対策
  - 食品媒介又は水系感染

    病原体に汚染されている食品等の飲食により発症

    →食中毒予防の対策
  - 接触感染

    発症者の糞便や吐物に触れた後に発症

    集団生活の中で飛沫や手を介して感染し発症

    →人から人への感染を予防するための対策

発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

施設内で**嘔吐**してしまったら

どのような手順で対応したらよいでしょうか？

発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

- 処理を始める前に

（対応の一例）

職員A	発見、介助、応援を呼ぶ		吐物を覆う 防護具を着用 ゴミ袋をセット
職員B		処理セットを持参	換気 消毒液を作成
職員C		周囲の方の避難	避難された方の手洗い、着替え

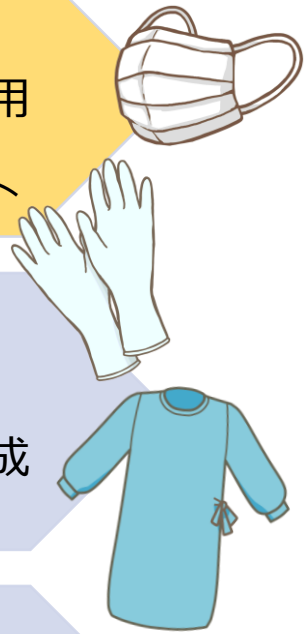

発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

- 消毒液の作成

使用場所	希釈後の次亜塩素酸ナトリウム濃度	水2Lに対して
汚染場所、トイレなど	0.1%	約40mL
手の触れる箇所など	0.02～0.05%	約8～20mL

※次亜塩素酸ナトリウム6%の場合

- 防護具の着用
  - ・マスク
  - ・ガウン/エプロン
  - ・手袋（二重）
  - ・シューズカバー

発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

- 処理を開始したら

（処理の一例）

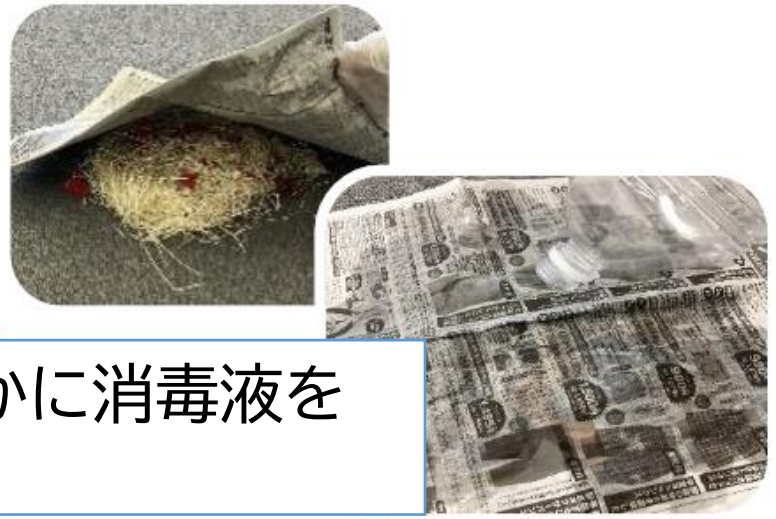

吐物を覆った新聞紙の上から静かに消毒液をかける

外側から内側へ集めるようにして、静かに拭き取り、片付ける
片付け終わったら外側の手袋をはずす

発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

- 処理を開始したら

（処理の一例）

ペーパータオル等に消毒液を十分にしみこませ、約10分間浸す

外側から内側へ集めるようにして、静かに片付け、水拭きする

発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

- 処理を開始したら

（処理の一例）

外側に触れないように防護具を脱ぐ
脱いだ防護具は廃棄物と一緒に密閉して廃棄する

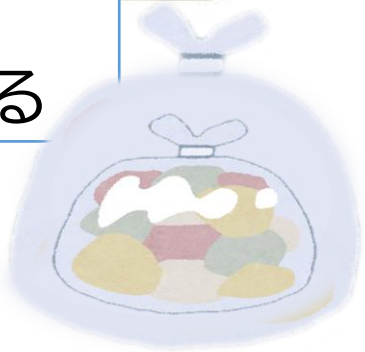

流水とせっけんでよく手を洗う

発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

- 処理が終わったら

消毒を行った部屋は1時間以上換気をする

発症者の方が自宅に帰る場合には、可能であれば
お迎えまで、他の利用者とは別室で待機する

発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

施設内で**下痢**をしてしまったら

便器を消毒すれば
安心でしょ！

目に見えた汚れはない
から大丈夫かな？

消毒液は嘔吐の時
と同じ？

おむつ交換はみんな
同じ場所だけど…

発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

- 消毒液の濃度は？
  →嘔吐時と同じく
  次亜塩素酸ナトリウム０．１％

- 便器やおむつ交換台だけを消毒すればいい？
  →便器付近の床、ペーパーホルダー、
  個室の鍵、手すり、蛇口、ドアノブ
  等も消毒する

- 下痢のおむつも、普段と同じ場所に捨てる？
  →密閉して都度廃棄する

発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

- トイレやおむつ交換場所は共用してもいい？
  →できれば区別する
  （個室を症状のある人専用にするなど）

- おむつからの少しの漏れはそのままで大丈夫？
  →衣服に浸みがある場合、目に見える汚染がなくても椅子や床等の消毒を行う

発生時の対応 - 情報整理と共有 -

- 現場対応が終わったら

  - 状況の把握と共有をする
    ・いつ、どこで、誰が発症したのか
    ・施設の汚染箇所はどこか
    ・施設内での発症より前に利用者等に施設外での発症がなかったか
    ・どのような感染予防対策をとったか
    など

★把握したことは施設管理者、感染管理者、職員の全体で共有し、徹底した対策をしましょう

発生時の対応 - 行政への報告 -

○「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」
平成17年2月22日付健発第0222002号
（令和５年４月２８日　一部改正）

同一の感染症によるものと疑われる死亡者又は重篤患者が１週間内に２名以上発生した場合

同一の感染症の患者あるいは疑われる者が１０名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、施設長が報告を必要と認めた場合

発生時の対応 - 行政への報告 -

- 報告先
  - 施設ごとの主管課

    報告方法などは各課にご確認ください
  - 保健所感染症対策課

    TEL：０４３－３０７－５０８６

    ※食中毒を疑う場合は、人数にかかわらず直ちに保健所食品安全課 （043-238-9935）へ報告してください
- 報告の内容
  - 発症日ごと及び所属ごとの人数、症状、対応状況等

必要に応じ、
・施設への立入、状況確認、消毒等の指導
・毎日の発生状況の確認
（平常時に戻るまで）
を実施します

日頃の準備 - 汚物処理セットの作成 -

➢ セット内容の例

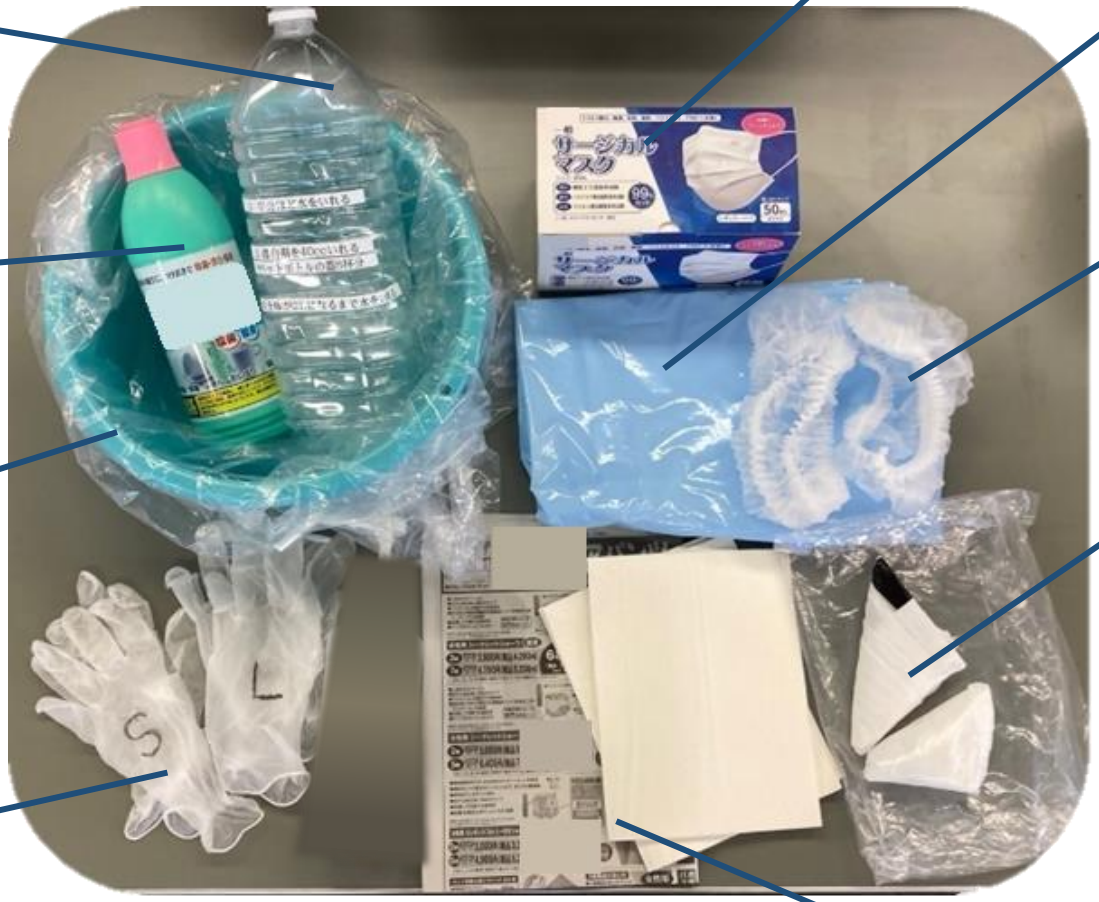

希釈用
ペットボトル

次亜塩素酸
ナトリウム

バケツ

使い捨て
グローブ

不織布
マスク

ビニール
ガウン

シューズカバー

ビニール袋
（廃棄用）

新聞紙、
ペーパータオル等

日頃の準備 - マニュアル等の整備 -

- 施設としての方針を決め、全職員と共有しましょう
- 方針に基づき、誰でも対応ができるよう、写真などを活用した具体的なマニュアルを作成しましょう
- 科学的な根拠に基づいて作成しましょう

日頃の準備 - 健康観察 -

- 利用者の健康観察
  - 職員間で情報を共有する
  - 発症の状況から、環境消毒や手指衛生の徹底、通所を控えてもらうなどの対策に取り組む
- 職員の健康観察
  - 健康チェックシートを活用する、体調不良を伝えやすい体制をつくるなどにより、各自の体調管理を徹底する

日頃の準備 - 情報管理 -

- 感染症の流行情報を確認する

千葉市の感染症流行情報 👉

- 発生時に情報の取りまとめを行う担当者を決める
- 利用者、職員の基本情報をまとめる

日頃の準備 - 研修等の実施 -

- 年１回以上、演習を含む研修の実施

  下痢・嘔吐発生時の対応、消毒液の調製など

- 中途入社の職員へ別途研修の実施

質疑応答

令和６年９月２５日に実施した「社会福祉施設等を対象とした感染症予防講習会」での質疑応答

- コロナウイルスやノロウイルスが流行している中、施設内の消毒はアルコールと次亜塩素酸ナトリウムのどちらがいいでしょうか。

→感染性胃腸炎の流行期には、手が触れる箇所を**次亜塩素酸ナトリウム（0.02～0.05%）**で消毒するなど、流行状況をみて消毒方法を切り替えることが有効です。

質疑応答

令和６年９月２５日に実施した「社会福祉施設等を対象とした感染症予防講習会」での質疑応答

- 送迎車内で嘔吐者が発生した際の消毒方法はどうしたらいいでしょうか。

→基本的な方法は施設内と同様（スライドNo.10-15）ですが、取り外しができない布製の内装部分などは、アイロン等の熱による消毒も有効です。

質疑応答

令和６年９月２５日に実施した「社会福祉施設等を対象とした感染症予防講習会」での質疑応答

- 自施設では、嘔吐した場所だけを覆い、そこから２mの範囲は拭いて消毒をしています。２mの範囲まで覆う方法とどちらが有効ですか。

→**起立した状態で嘔吐すると半径２m程度の範囲まで飛び散る**こと、ノロウイルスの場合、水分の蒸発とともにウイルスが空気中に拡散してしまうこと、少量のウイルスで感染が成立する場合があることなどを考えると、広く覆う方が有効と考えます。また、次亜塩素酸ナトリウムは、吐物などの有機物と反応すると有効塩素濃度が下がるため、10分間程度浸すことが有効です。

質疑応答

令和６年９月２５日に実施した「社会福祉施設等を対象とした感染症予防講習会」での質疑応答

- 1時間程度の換気が難しいことがある。そのような場合はどのように対策したらいいでしょうか。

→水分の蒸発とともにウイルスが空気中に拡散することを考慮すると、まずは**消毒した箇所がしっかり乾くまで**、次に、**乾いた後の室内の空気が十分に入れ替わるまで**、換気することを心がけて頂くとよいと思います。その間、利用者様には施設内の他の部屋や区画で過ごしてもらうなど、工夫して対応して頂ければと思います。

質疑応答

令和６年９月２５日に実施した「社会福祉施設等を対象とした感染症予防講習会」での質疑応答

- 次亜塩素酸ナトリウムの希釈液はどのくらいの期間保管できますか。

→次亜塩素酸ナトリウムは空気や紫外線、高めの気温等の環境条件により有効塩素濃度が下がる特徴があるため、**使用する時に希釈をする**ことが望ましいですが、予め希釈しておく場合は、例えば朝に希釈をしておき、夕方帰る前に廃棄するか清掃や消毒に活用するなどして**１日を超えないように管理する**ことをお勧めしています。

質疑応答

令和６年９月２５日に実施した「社会福祉施設等を対象とした感染症予防講習会」での質疑応答

- 嘔吐があった場合、嘔吐した本人や近くにいた人の顔や手についた吐物の処理は、舞い上がるのを防ぐため洗い流さずふき取ったほうがよろしいでしょうか。

→顔や手は、ふき取るだけではなく、できるだけ早く**せっけんと流水でしっかり洗い流す**ことが重要です。

最後に

- 基本の感染予防対策
  （スタンダードプリコーション）
  手洗い、防護具の着用、換気　など
- 発生時の対応
  吐物等の処理、消毒等の確実な実施
- 日頃の準備
  方針やマニュアルの整備、施設全体での共有

最後に

- 社会福祉施設での感染対策に関する相談
- 感染症集団発生（疑い）の報告

千葉市保健所　感染症対策課　調査指導班
TEL：０４３－３０７－５０８６
FAX：０４３－２３８－９９３２

千葉市保健所　感染症対策課HP　👉

保育施設や高齢者施設などの管理者の皆様へ
～感染性胃腸炎を広げないために～

参考

○介護現場における（施設系 通所系 訪問系サービスなど）感染対策の手引　第３版

厚生労働省老健局　令和５年９月版

○保育所における感染症対策ガイドライン

こども家庭庁　平成３０年３月（令和５年５月一部改訂）

○社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

厚生労働省　平成１７年２月２２日